



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

305	令和4年度和歌山県電気工事士免状交付等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(危機管理・消防課)	1
306	形質変更時要届出区域の指定の解除	(環境管理課)	3
307	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	4
308	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(")	4
309	指定自立支援医療機関の指定	(")	4
*310	令和元年和歌山県告示第509号（家畜人工授精等手数料）の一部改正	(畜産課)	5
311	保安林の指定の解除予定	(森林整備課)	5
312	〃	(")	5
313	保安林の指定施業要件変更予定	(")	5
314	〃	(")	6
315	保安林の指定施業要件の変更	(")	6
316	〃	(")	7
317	〃	(")	7
318	〃	(")	8
319	〃	(")	8
320	〃	(")	8
321	基本測量の実施	(技術調査課)	9
322	道路の区域変更	(道路保全課)	9
323	道路の供用開始	(")	9
324	〃	(")	10
325	〃	(")	10
326	道路の区域変更	(")	10
327	〃	(")	11
328	道路の供用開始	(")	11
329	道路の区域変更	(")	11
330	〃	(")	12

告 示

和歌山県告示第305号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和4年度和歌山県電気工事士免状交付等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和4年度和歌山県電気工事士免状交付等業務

(2) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、令和4年3月11日（金）現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 和歌山県内に本社又は主たる営業所を有する法人であること。

(8) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けている者が属している者であること。

(9) 電気工事士法第4条の3の自家用電気工作物の保安に関する講習その他これに類するものとして和歌山県が認めた講習を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税、消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目

カ 役員等に関する調書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 誓約書

ケ 2の（8）の第一種電気工事士免状の交付を受けている者が、当該法人に属していることが確認できる書類

コ ケに該当する者に係る第一種電気工事士免状の写し（両面）

サ 2の（9）に該当する者であることが確認できる書類

(2) 資格審査申請時点で、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に

規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のイからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びビからクまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年3月11日（金）から同月22日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年3月15日（火）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年3月11日（金）から同月22日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は書留郵便で令和4年3月22日（火）午後5時まで5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0116001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和4年3月25日（金）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

和歌山県告示第306号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年和歌山県告示第718号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 形質変更時要届出区域

和歌山県御坊市名田町野島字神木11番の一部、11番1の一部、11番2の一部、12番1の一部、名田町上野字高座1745番1の一部及び1745番3の一部（別図のとおり）

- 2 形質変更時要届出区域において、土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）
（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊保健所衛生環境課並びに御坊市市民福祉部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第307号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051400 186	児童発達支援放課後等デイサービスあいハンド	海南市黒江字西ノ町711番地2	児童発達支援	株式会社オカモトトータルケア	海南市船尾194-96	令和 4.3.1
			放課後等デイサービス			
3051700 270	児童デイサービスぱんだ	紀の川市貴志川町長山122-3	児童発達支援	ネクスト合同会社	岩出市東坂本38番地	令和 4.3.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止年月日
3011310 194	訪問介護ステーションおやつ	伊都郡かつらぎ町三谷1620-4	同行援護	合同会社つかまろ	伊都郡かつらぎ町三谷1620-4	令和 4.3.8

和歌山県告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
とんぼ薬局	和歌山市友田町4丁目86番地	羽室裕史	令和 4.3.1
川福石油株式会社	橋本市高野口町名古屋942-1	訪問看護ステーション優々	令和 4.3.1

はな薬局田辺店	田辺市中万呂61-5	塩澤知康	令和 4.3.1
---------	------------	------	-------------

和歌山県告示第310号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第7号の規定により、令和元年和歌山県告示第509号（家畜人工授精等手数料）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項の表中

事業団和牛0	1回	9,210	2,430	6,780	同上
--------	----	-------	-------	-------	----

を

事業団和牛0	1回	9,210	2,430	6,780	同上
事業団和牛P	1回	16,910	2,430	14,480	同上

に

改める。

和歌山県告示第311号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字亀谷1020の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第312号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字亀谷1019の1・1020の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第313号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第314号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第319号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町及び高野町、有田郡広川町及び有田川町、日高郡みなべ町及び日高川町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町小松原字柿木467番4地先から同市中辺路町小松原字下皆817番1地先まで	旧	8.48 } 23.47	450.55	下皆橋 L=23.00
同上	新	9.20 } 23.47	447.70	下皆橋 L=23.00

和歌山県告示第323号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

道路の種類 県道
 路線名 和歌山橋本線
 供用開始の区間 和歌山市西小二里二丁目895番2地先から同市西小二里二丁目519番4地先まで
 供用開始の期日 令和4年3月11日

和歌山県告示第324号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道
 路線名 和歌山打田線
 供用開始の区間 岩出市宮字宮ノ内166番2地先から同市宮字宮ノ内198番1地先まで
 供用開始の期日 令和4年3月11日

和歌山県告示第325号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道
 路線名 美里龍神線
 供用開始の区間 海草郡紀美野町箕六字谷西434番1地先から同町箕六字谷西437番地先まで
 供用開始の期日 令和4年3月11日

和歌山県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市吉田字一本木262番1地先から同市吉田字一本木267番1地先まで	旧	6.41 ） 8.02	114.44	

同上	新	7.26 } 8.75	114.44	
----	---	-------------------	--------	--

和歌山県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市仁井辺字佃52番1地先から同市小瀬田字塚本63番1地先まで	旧	5.18 } 7.79	223.78	
同上	新	6.97 } 13.90	226.25	

和歌山県告示第328号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 和歌山市仁井辺字佃52番1地先から同市小瀬田字塚本63番1地先まで

供用開始の期日 令和4年3月11日

和歌山県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市野尻字北裏345番5地先から同市野尻字西ノ峰332番1地先まで	旧	4.00) 9.07	187.70	
同上	新	4.17) 45.33	186.20	

和歌山県告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 奥佐々阪井線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町動木字桑添1939番3地先から海南市野上新字馬酔木谷734番8地先まで	旧	5.82) 14.37	514.42	
同上	新	8.55) 22.19	516.65	